

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書 (イ-②)

令和 6 年 12 月 1 日

筑前町長 殿

申請者

所在地 筑前町 篠隈373

屋号又は社名 株式会社ちくぜん

代表者名 代表取締役 筑前太郎

ちく
印
ぜん

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、売上高の減少 (注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

5213 野菜卸売業	5214 果実卸売業	5222 酒類卸売業

※表には営んでいる事業のうち指定業種に属するもの (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

指定業種の減少率 8.1 % (≧ 5 %)

全体の減少率 6.1 % (≧ 5 %)

最近 3 か月間における全体の売上高等に占める指定業種の売上高等の割合 80.9 % (≧ 5 %)

A : 申込時点における最近 3 か月間の売上高等 (6 年 9 月 ~ 6 年 11 月)

指定業種の売上高等 10,200,000 円

全体の売上高等 12,600,000 円

B : A の期間に対応する前年の 3 か月間の売上高等 (5 年 9 月 ~ 5 年 11 月)

指定業種の売上高等 11,100,000 円

全体の売上高等 13,430,000 円

(注 1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、全体の売上高等に占める指定事業の売上高等の割合、指定業種及び申請者全体双方の売上高等の減少率が認定基準を満たす場合に使用する。

(注 2) 「販売数量の減少」又は「売上高の減少」等を入れる。

(留意事項)

① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

② 市町村長又は特別区長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対し、保証の申込みを行うことが必要です。

※町記入欄※

筑農商第 号

令和 年 月 日 申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 信用保証協会への申込期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

筑前町長 田頭 喜久己